

まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告

清瀬市まちづくり基本条例（平成14年9月27日 条例第26号、以下「条例」という。）第9条「市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。」の第2項「委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。」に基づく審議を行うため以下のとおり調査を実施した。

1 調査対象

令和5年度において会議の開催等に係らず、地方自治法第138条の4第3項に規定された附属機関を設置している部署。

2 調査項目

- ① 条例 第10条 附属機関の構成等
 条例 第3条 男女共同参画
 条例 第6条 情報公開
- ② 条例 第8条 基本構想等への参画
- ③ 条例 第4条 市の責務
- ④ 条例 第11条 市民活動の支援

3 調査期間

令和6年7月11日（木）～7月26日（金）

4 評価対象

令和5年度における附属機関（41附属機関）のうち、会議の開催実績のないもの及び委員の任命または委嘱のないもの（次頁「附属機関一覧」表中、黄色網かけを施した附属機関）を除く33附属機関を評価対象とした。

5 評価方法

各調査項目について、適正な運用がなされている附属機関の割合等を参考にしつつ、条例の趣旨を踏まえて評価を行った。

附属機関一覧

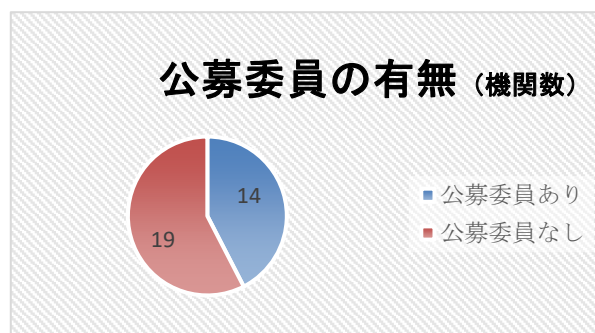
調査 対象 No.	附属機関等の名称	設置年度	設置根拠法規の名称	設置根拠の 区分	開催回数 (回) ※書面開催 含む	委員総 数(人)	公募委 員総数 (人)	会議の 公開状 況	開催の 周知有 無	傍聴の 有無	課名
1	清瀬市長期総合計画策定審議会	S47	清瀬市長期総合計画策定審議会条例	条例	0	0	0	-	-	-	未来創造課
2	清瀬市郷土博物館協議会	S60	・博物館法 ・清瀬市郷土博物館条例	条例	1	5	0	公開	○	○	シティプロモーション課
3	清瀬市文化財保護審議会	S51	・文化財保護条例 ・清瀬市文化財保護条例	条例	1	6	0	公開	○	○	シティプロモーション課
4	清瀬市市史編さん委員会	H26	清瀬市付属機関の設置に関する条例	条例	2	12	3	公開	○	○	シティプロモーション課
5	清瀬市補助金適正化検討委員会	H29	清瀬市補助金適正化検討委員会運営要綱	清瀬市附属 機関の設置	0	0	0	-	-	-	財政課
6	清瀬市使用料審議会	S51	清瀬市審議会条例	条例	0	0	0	-	-	-	財務課
7	行政不服審査会	H28	清瀬市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例	条例	3	5	0	非公開	×	×	総務課
8	情報公開・個人情報保護審議会	H13	清瀬市情報公開条例	条例	0	5	2	非公開	×	×	総務課
9	オンブズパーソン	H16	清瀬市オンブズパーソン条例	条例	2	2	0	非公開	×	×	総務課
10	生活安全対策協議会	H15	清瀬市安全安心なまちづくり条例	条例	1	10	4	公開	○	○	防災防犯課
11	清瀬市防災会議	S38	清瀬市防災会議条例	条例	0	25	0	公開	○	○	防災防犯課
12	清瀬市国民保護協議会	H17	清瀬市国民保護協議会条例	条例	0	18	0	公開	×	○	防災防犯課
13	清瀬市特定空家等判定委員会	R2	清瀬市特定空家等判定委員会条例	条例	1	9	0	非公開	×	×	防災防犯課
14	清瀬市環境審議会	H18	清瀬市審議会条例	条例	3	13	3	公開	○	○	環境課
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	H10	清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	条例	3	13	3	公開	○	○	環境課
16	農業委員会候補者評価委員会	H29	清瀬市農業委員会の任命手続きに関する規則	その他	1	6	0	非公開	×	×	産業振興課
17	清瀬市認定農業者等審査会	H19	清瀬市認定農業者等審査会運営要綱	その他	1	6	0	非公開	×	×	産業振興課
18	清瀬市まちづくり委員会	H15	清瀬市まちづくり基本条例	条例	12	20	20	公開	○	○	市民協働課
19	清瀬市男女平等推進委員会	H19	清瀬市男女平等推進条例	条例	5	12	6	公開	○	○	男女共同参画センター
20	清瀬市苦情処理委員	H19	清瀬市男女平等推進条例	条例	0	2	0	非公開	×	×	男女共同参画センター
21	清瀬市地域福祉推進協議会	H6	清瀬市附属機関の設置に関する条例	清瀬市附属 機関の設置	1	12	2	公開	○	○	福祉総務課
22	清瀬市地域自立支援協議会	H19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法律	2	13	0	公開	○	○	障害福祉課
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	H23	障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法律	5	10	2	公開	○	○	障害福祉課
24	清瀬市子ども・子育て会議	H25	清瀬市子ども・子育て会議設置条例	法律	3	11	2	公開	○	○	子育て支援課
25	清瀬市健康センター運営協議会委員	H元年	令和5年5月1日 廃止	条例	-	-	-	-	-	-	健康推進課
26	清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会	H26	清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会要綱	清瀬市附属 機関の設置	0	0	0	-	-	-	健康推進課
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	S35	国民健康保険法	条例	2	15	0	公開	○	○	保険年金課
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	H10	清瀬市附属機関の設置に関する条例	清瀬市附属 機関の設置	3	16	4	公開	○	○	介護保険課
29	清瀬市介護認定審査会	H11	介護保険法	法律	121	26	0	非公開	×	×	介護保険課
30	清瀬市都市計画審議会	S32	都市計画法	法律	2	14	0	公開	○	○	都市計画課
31	清瀬市財産審議会	S39	清瀬市財産審議会条例	条例	1	6	0	非公開	×	×	都市計画課
32	清瀬市住居表示審議会	S38	清瀬市住居表示村議会条例	条例	0	-	-	-	-	-	都市計画課
33	清瀬市地域公共交通会議	H19	清瀬市地域公共交通会議運営要綱	条例	0	11	2	公開	×	×	道路交通課
34	清瀬市就学支援委員会	H31	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	10	26	0	非公開	○	-	教育指導課
35	清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会	R2	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	0	-	-	-	-	-	教育指導課
36	清瀬市青少年問題協議会	S38	清瀬市青少年問題協議会条例	条例	2	8	0	公開	×	×	生涯学習スポーツ課
37	清瀬市青少年委員	S31	清瀬市青少年委員の設置及び職務等に関する条例	条例	1	6	6	公開	×	×	生涯学習スポーツ課
38	清瀬市スポーツ推進委員	S38	清瀬市スポーツ推進委員の設置及び職務等に関する条例	条例	12	11	6	非公開	×	×	生涯学習スポーツ課
39	清瀬市社会教育委員の会議	H18	清瀬市社会教育委員条例	条例	6	7	0	公開	×	×	生涯学習スポーツ課
40	清瀬市立図書館協議会	H24	清瀬市立図書館設置条例	条例	1	6	0	非公開	×	×	図書館
41	清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会	H19	子どもの読書活動の推進に関する法律	法律	0	-	-	-	-	-	図書館

問1 条例第10条 附属機関の構成等

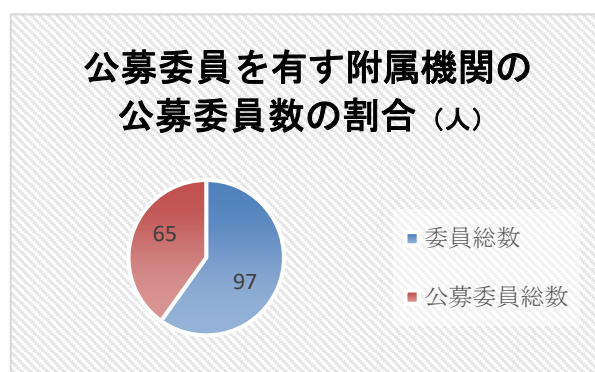
I 委員会、審査会、審議会等の構成

1 公募委員を有す附属機関の割合

公募委員あり	14
公募委員なし	19
総数	33
公募委員ありの割合	42.4%



公募委員を有す附属機関の 公募委員数の割合	
委員総数	162
公募委員総数	65
公募委員割合	40.1%



【評価基準】条例第10条第1項

市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

【評価】

公募委員が加わっていない附属機関は昨年の約63%に比し57.6%（33附属機関中19附属機関）と減少傾向ではあるものの依然として改善の余地が認められる。

公募委員不在の理由として「法律等で委員構成が規定されている」や「専門的な内容のため公募に馴染まない」との回答が寄せられている。しかし、条例第10条を踏まえた改善を図ること、並びに、次年度への改善に向けた経緯についての報告を望む。

非公募の理由

全19附属機関

調査対象No.	附属機関等の名称	開催回数(回) ※書面開催含む	委員総数(人)	公募委員総数(人)	公募委員がいない理由	公募に馴染まない具体的な理由
2	清瀬市郷土博物館協議会	1	5	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	博物館の管理・運営、さらには博学連携に関する事を審議対象としていることから専門知識を持った人物を対象とするため
3	清瀬市文化財保護審議会	1	6	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	文化財指定や登録についての案件を審議するため、文化財の価値やその取扱いの知識や知見が必要であり、文化財保護について助言することも求められるため
7	行政不服審査会	3	5	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	法律又は行政に関して優れた識見を有する者という理由から弁護士等を選任しているため
9	オンブズパーソン	2	2	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	地方行政に関する優れた識見を有する者等との理由から弁護士を選任しているため
11	清瀬市防災会議	0	25	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	地域防災計画の作成及び実施の推進、災害時の情報収集、各機関の連絡調整、非常災害における緊急措置の計画及び実施の推進等を審議するため
12	清瀬市国民保護協議会	0	18	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条に規定による国民保護計画の作成等、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するため
13	清瀬市特定空家等判定委員会	1	9	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	空家等が特定空家等に該当するか否かの判定を審議するため
16	農業委員会候補者評価委員会	1	6	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	候補者が農業委員に適しているかを審査するにあたり、農業委員会への知識が必要となるため
17	清瀬市認定農業者等審査会	1	6	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	農業経営改善計画を審査するにあたり、農業に関する知識が必要となるため
20	清瀬市苦情処理委員	0	2	0	1 法律等で委員構成が規定されている	構成される委員は、条例において男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者と規定しており、大学教授や弁護士を委員としているため
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	13	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	障害者等への支援体制の整備や地域の関係機関のネットワークづくりを目的としており、支援者や障害当事者の参加を前提としているため
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	2	15	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	・国保税の税率改定に伴う被保険者への影響があり、専門的な知識を必要とするため ・以前、国保税改定にあたり、委員の自宅に個人や団体からの郵便物が送付され、結果として活動に支障をきたしたため
29	清瀬市介護認定審査会	121	26	0	1 法律等で委員構成が規定されている	法令で保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者のうちから任命することとされており、三師会や市内事業者からの推薦等により選定しているため
30	清瀬市都市計画審議会	2	14	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	生産緑地の指定及び解除や都市計画道路等について審議するため、地域に精通しており専門的な知識を持っていることが求められるため
31	清瀬市財産審議会	1	6	0	1 法律等で委員構成が規定されている	財産審議会条例において、市有財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格及び料金を審議することから、識見を有する者を委員とすると定められているため
34	清瀬市就学支援委員会	10	26	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	市における障害のある児童及び生徒に対して、専門家の意見を聞くことにより、適切な就学指導を行い適正な教育を保障するため
36	清瀬市青少年問題協議会	2	8	0	1 法律等で委員構成が規定されている	清瀬市青少年問題協議会条例第3条第1項に委員の要件(清瀬市議会の議員、清瀬市青少年委員、学識経験がある者、清瀬市の職員、関係行政機関の職員)が定められているため
39	清瀬市社会教育委員の会議	6	7	0	1 法律等で委員構成が規定されている	社会教育法第17条及び第18条に基づき、清瀬市社会教育委員条例第2条に委員の要件(学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者)が定められているため
40	清瀬市立図書館協議会	1	6	0	3 専門的な内容のため公募に馴染まない	協議会の業務内容は専門性が高く、特定の知識や経験、スキルが必要となるため

公募委員を有す附属機関の公募委員数の割合

全14附属機関

調査対象No.	附属機関等の名称	開催回数(回) ※書面開催含む	委員総数(人)	公募委員総数(人)	公募委員(女性)(人)	公募委員の応募者数	応募者数(男性)	応募者数(女性)	公募委員数の根拠具体的な理由
4	清瀬市市史編さん委員会	2	12	3	1	5	4	1	市史編さん委員会設置規則による
8	情報公開・個人情報保護審議会	0	5	2	2	2	0	2	清瀬市情報公開条例第36条による
10	生活安全対策協議会	1	10	4	1	0	0	0	清瀬市生活安全対策協議会規則第2条第1項により、10名以内の委員のうち指定委員を除くと4名以内となるため
14	清瀬市環境審議会	3	11	3	1	3	2	1	清瀬市環境基本条例第10条第1項の人数上限以内とするため
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	3	13	3	2	3	1	2	構成委員全体数のバランスを見て設定している
18	清瀬市まちづくり委員会	12	20	20	10	41	27	14	清瀬市まちづくり基本条例第9条及び第10条による
19	清瀬市男女平等推進委員会	5	12	6	3	8	3	3	清瀬市男女平等推進条例第20条による
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	12	2	1	3	2	1	構成委員全体数のバランスを見て設定している
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	5	10	2	2	2	0	2	—
24	清瀬市子ども・子育て会議	3	11	2	1	2	1	1	清瀬市子ども・子育て会議設置条例で人数の規定はない
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	3	16	4	2	5	3	2	委員会を構成する学識経験者等の人数を考慮し、男2、女2としている
33	清瀬市地域公共交通会議	0	11	2	0	5	4	1	—
37	清瀬市青少年委員	1	6	6	5	6	1	5	清瀬市まちづくり基本条例第10条による
38	清瀬市スポーツ推進委員	12	11	6	3	6	3	3	非公開

【評価基準】 条例第10条第1項

市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

【評価】

公募委員のいる附属機関では、全委員のうち40％が公募委員の占める割合であるが、一昨年度の47％、昨年度の44％から更に減少している。

公募委員数の割合が低い附属機関は可能な限り公募委員を増やすよう改善を図りたい。

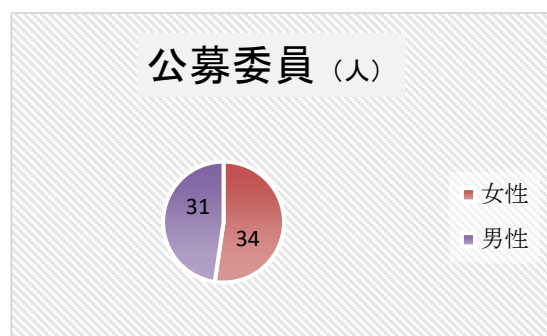
構成委員の性別割合

調査対象No.	附属機関等の名称	開催回(回)※書面開催含む	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員割合	委員長の男女別	公募委員総数(人)	公募委員の割合	公募委員(女性)(人)	公募女性委員の割合	男女同数となっていない理由	男女同数になっていない理由が「その他」の場合の具体的な理由
2	清瀬市郷土博物館協議会	1	5	2	40%	女	0	0%	0	-	-	-
3	清瀬市文化財保護審議会	1	6	1	16%	男	0	0%	0	-	-	-
4	清瀬市市史編さん委員会	2	12	1	8%	男	3	25%	1	33%	1 公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった	-
7	行政不服審査会	3	5	2	40%	男	0	-	-	-	-	-
8	情報公開・個人情報保護審議会	0	5	2	40%	女	2	40%	2	100%	-	-
9	オンブズパーソン	2	2	0	0%	男	0	-	-	-	-	-
10	生活安全対策協議会	1	10	1	10%	男	4	40%	1	25%	5その他	全委員再任となったため、公募していない
11	清瀬市防災会議	0	25	6	24%	男	0	0%	0	0	-	-
12	清瀬市国民保護協議会	0	18	2	11%	男	0	0%	0	0	-	-
13	清瀬市特定空家等判定委員会	1	9	0	0%	男	0	0%	0	-	-	-
14	清瀬市環境審議会	3	11	3	27%	男	3	27%	1	33%	1 公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった	-
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	3	13	3	23%	男	3	23%	2	67%	1 公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった	-
16	農業委員会候補者評価委員会	1	6	0	0%	男	0	0%	0	-	2会議内容が男女同数に馴染まない	-
17	清瀬市認定農業者等審査会	1	6	0	0%	男	0	0%	0	-	2会議内容が男女同数に馴染まない	-
18	清瀬市まちづくり委員会	12	20	10	50%	女	20	100%	10	50%	-	-
19	清瀬市男女平等推進委員会	5	12	7	58%	女	6	50%	3	50%	-	-
20	清瀬市苦情処理委員	0	2	1	50%	女	0	0%	0	-	-	-
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	12	8	67%	男	2	17%	1	50%	-	-
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	13	4	31%	男	0	0%	0	-	-	-
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	5	10	3	30%	男	2	20%	2	100%	-	-
24	清瀬市子ども・子育て会議	3	11	8	73%	女	2	18%	1	50%	-	-
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	2	15	3	20%	男	0	0%	0	-	5その他	専門的知識を有する方の選定を男女別で選んでいないため
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	3	16	9	56%	男	4	25%	2	50%	-	-
29	清瀬市介護認定審査会	121	26	13	50%	女	0	0%	0	-	-	-
30	清瀬市都市計画審議会	2	14	3	21%	男	0	0%	0	-	-	-
31	清瀬市財産審議会	1	6	0	0%	男	0	0%	0	-	-	-
33	清瀬市地域公共交通会議	0	11	1	9%	-	2	18%	0	-	1 公募をしたが応募がなかったもしくは少なかった	-
34	清瀬市就学支援委員会	10	26	16	62%	男	0	0%	0	-	2 会議内容が男女同数に馴染まない	要綱に規定されているため
36	清瀬市青少年問題協議会	2	8	2	25%	男	0	0%	0	-	2 会議内容が男女同数に馴染まない	-
37	清瀬市青少年委員	1	6	5	83%	女	6	100%	5	83%	-	-
38	清瀬市スポーツ推進委員	12	11	7	64%	男	6	55%	3	50%	1 公募をしたが応募が無かったもしくは少なかった	-
39	清瀬市社会教育委員の会議	6	7	5	71%	女	0	0%	0	-	5 その他	委員の総数が奇数のため
40	清瀬市立図書館協議会	1	6	2	33%	男	0	0%	0	-	-	-

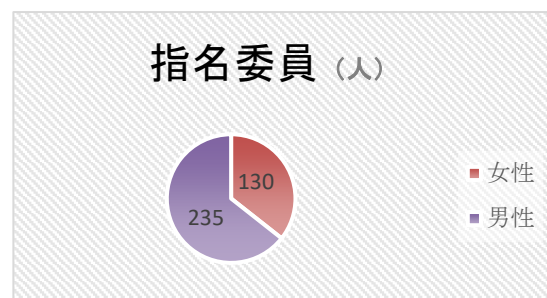
(1) 公募委員の性別割合

	令和5年度		参考(令和4年度) の調査		(参考)平成28年度 の調査	
附属機関等の数	33		35		54	
委員非公募の附属機関等	19	57.6%	22	62.9%	32	59%
委員公募の附属機関等	14	42.4%	13	37.1%	22	41%

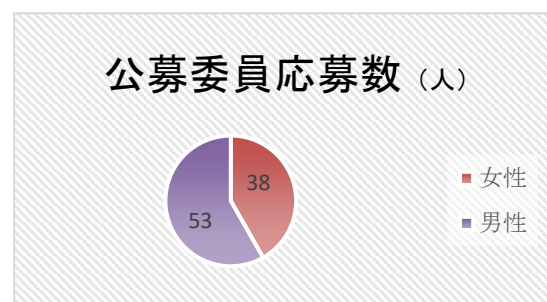
公募委員総数	65
女性	34
男性	31
公募委員女性割合	52.3%



指名委員総数	365
女性	130
男性	235
指名委員女性割合	35.6%



(参考) 公募委員の応募数	91
女性	38
男性	53
公募委員女性割合	41.8%



【評価基準】 条例第10条第2項

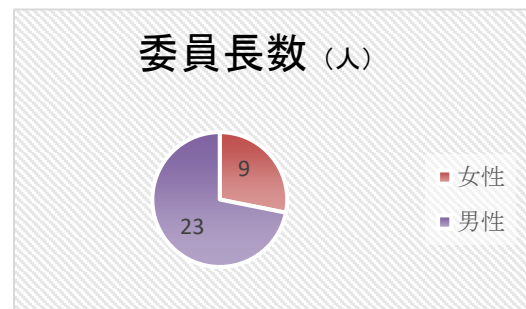
公募の委員は、男女同数を原則とする。

【評価】

全体としては公募委員の中で女性委員の占める割合は52%で、昨年度の55%から比較すると減少しており、男女同数に近づいている点は評価できる。また、指名委員の中の女性委員の割合は35.6%となっており、昨年度の32.2%より増加している点も評価できる。各附属機関によってかなり状況が異なるため基準に合わない附属機関の改善を求めるとともに、次年度は改善に向けた取り扱いの経緯を報告していただきたい。

(2) 委員長の割合

委員長数	32
女性	9
男性	23
委員長女性割合	28.1%



【評価基準】 条例第10条第2項

公募の委員は、男女同数を原則とする。（参考）

【評価】

女性委員の割合と比較して女性委員長の割合は28.1%と低いですが、昨年度の20.0%よりは増加している点は評価できる。

今後も女性委員長の割合が男女同数となることを目指して取り組んでいきたい。

Ⅱ 会議の公開

1 会議を公開している割合

	令和5年度		参考(令和4年度) の調査		(参考)平成28年度 の調査	
附属機関等の数	33		35		54	
非公開の附属機関等	12	36.4%	15	42.8%	22	40.7%
公開の附属機関等	21	63.6%	20	57.1%	32	59.3%

会議の公開状況

調査対象 No.	附属機関等の名称	開催回数(回) ※書面開催含む	委員総数 (人)	会議の公開状況	会議非公開の理由
2	清瀬市郷土博物館協議会	1	5	公開	-
3	清瀬市文化財保護審議会	1	6	公開	-
4	清瀬市市史編さん委員会	2	12	公開	-
7	行政不服審査会	3	5	非公開	2 個人情報に関わるため
8	情報公開・個人情報保護審議会	0	5	非公開	2 個人情報に関わるため
9	オンブズパーソン	2	2	非公開	2 個人情報に関わるため
10	生活安全対策協議会	1	10	公開	-
11	清瀬市防災会議	0	25	公開	-
12	清瀬市国民保護協議会	0	18	公開	-
13	清瀬市特定空家等判定委員会	1	9	非公開	2 個人情報に関わるため
14	清瀬市環境審議会	3	11	公開	-
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	3	13	公開	-
16	農業委員会候補者評価委員会	1	6	非公開	2 個人情報に関わるため
17	清瀬市認定農業者等審査会	1	6	非公開	2 個人情報に関わるため
18	清瀬市まちづくり委員会	12	20	公開	-
19	清瀬市男女平等推進委員会	5	12	公開	-
20	清瀬市苦情処理委員	0	2	非公開	3 非開示情報を審議するため
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	12	公開	-
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	13	公開	-
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	5	10	公開	-
24	清瀬市子ども・子育て会議	3	11	公開	-
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	2	15	公開	-
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	3	16	公開	-
29	清瀬市介護認定審査会	121	26	非公開	1 法律等で非公開と規定されているため
30	清瀬市都市計画審議会	2	14	公開	-
31	清瀬市財産審議会	1	6	非公開	2 個人情報に関わるため
33	清瀬市地域公共交通会議	0	11	公開	-
34	清瀬市就学支援委員会	10	26	非公開	2 個人情報に関わるため
36	清瀬市青少年問題協議会	2	8	公開	-
37	清瀬市青少年委員	1	6	公開	-
38	清瀬市スポーツ推進委員	12	11	非公開	4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため
39	清瀬市社会教育委員の会議	6	7	公開	-
40	清瀬市立図書館協議会	1	6	非公開	4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため

非公開の理由

調査対象 No.	附属機関等の名称	会議の公開状況	会議非公開の理由	「会議非公開の理由」における具体的な内容
7	行政不服審査会	非公開	2 個人情報に関わるため	条例において、審査会の審査手続は公開しないとしているため
8	情報公開・個人情報保護審議会	非公開	2 個人情報に関わるため	条例において、審議の手続は公開しないことができるとしており、また行政運営秘を含むため
9	オンブズパーソン	非公開	2 個人情報に関わるため	条例において、公表については個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならないとしているため
13	清瀬市特定空家等判定委員会	非公開	2 個人情報に関わるため	特定個人の空家に関して審議するため
16	農業委員会候補者評価委員会	非公開	2 個人情報に関わるため	候補者の経歴等の個人情報をもとに審査するため
17	清瀬市認定農業者等審査会	非公開	2 個人情報に関わるため	審査する農業経営改善計画には家族構成や年収などの個人情報を含むため
20	清瀬市苦情処理委員	非公開	3 非開示情報を審議するため	申立てに対し、会議を開催することなく委員において処理するため
29	清瀬市介護認定審査会	非公開	1 法律等で非公開と規定されているため	被保険者の心身の状況、介護を要する状況を記載した認定調査票及び主治医意見書をもとに審査判定を行うもので、第三者に対して原則非公開であることが規定されているため
31	清瀬市財産審議会	非公開	2 個人情報に関わるため	市の財産や用地買収での補償金等を審議する場であるため
34	清瀬市就学支援委員会	非公開	2 個人情報に関わるため	市における障害のある乳幼児や児童、生徒に関する個人のプライバシーに関する情報を取り扱うため
38	清瀬市スポーツ推進委員	非公開	4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため	競技規則や大会組み合わせに関する話し合いが行われるため
40	清瀬市立図書館協議会	非公開	4 公開することで公正かつ円滑な審議ができないため	公開することで、委員が自由な意見を述べることをためらう場合も想定されるため

【評価基準】 条例第 10 条第 3 項

附属機関の会議は、公開を原則とする。

【評価】

令和 5 年度から非公開とした附属機関はなかったが、現状で 12 の附属機関が非公開である。12 のうち 8 つが「個人情報に関わるため」、2 つが「公開することで公正かつ円滑な審議ができないため」、残る 2 つは「法律等で非公開と規定されているため」「非開示情報を審議するため」がその理由であった。

12 の附属機関においては、透明性や公開性に向けた改善の余地について検討を加え、公開できるよう努めていただきたい。

2 開催の周知

調査対象No.	附属機関等の名称	開催回数(回) ※書面開催含む	開催の周知有無	市報	ホームページ
2	清瀬市郷土博物館協議会	1	○	○	○
3	清瀬市文化財保護審議会	1	○	○	○
4	清瀬市市史編さん委員会	2	○	○	○
7	行政不服審査会	3	×	×	×
8	情報公開・個人情報保護審議会	0	×	×	×
9	オンブズパーソン	2	×	×	×
10	生活安全対策協議会	1	○	○	×
11	清瀬市防災会議	0	○	○	○
12	清瀬市国民保護協議会	0	×	×	×
13	清瀬市特定空家等判定委員会	1	×	×	×
14	清瀬市環境審議会	3	○	○	○
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	3	○	○	○
16	農業委員会候補者評価委員会	1	×	×	×
17	清瀬市認定農業者等審査会	1	×	×	×
18	清瀬市まちづくり委員会	12	○	○	○
19	清瀬市男女平等推進委員会	5	○	○	×
20	清瀬市苦情処理委員	0	×	×	×

調査対象No.	附属機関等の名称	開催回数(回) ※書面開催含む	開催の周知有無	市報	ホームページ
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	○	○	○
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	○	○	○
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	5	○	○	○
24	清瀬市子ども・子育て会議	3	○	○	○
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	2	○	○	○
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	3	○	○	○
29	清瀬市介護認定審査会	121	×	×	×
30	清瀬市都市計画審議会	2	○	○	○
31	清瀬市財産審議会	1	×	×	×
33	清瀬市地域公共交通会議	0	×	×	×
34	清瀬市就学支援委員会	10	○	×	○
36	清瀬市青少年問題協議会	2	×	×	×
37	清瀬市青少年委員	1	×	×	×
38	清瀬市スポーツ推進委員	12	×	×	×
39	清瀬市社会教育委員の会議	6	×	×	×
40	清瀬市立図書館協議会	1	×	×	×

【評価基準】 条例第 10 条第 3 項

附属機関の会議は、公開を原則とする。

【評価】

会議の公開については、傍聴希望者への周知が必要であるが、会議の開催にかかる事前の周知がなされていない附属機関が5つあった。事前の開催周知がなければ、傍聴希望者は会議の開催を知ることができないため、周知に向けた改善が必要である。

なお、今年度から新たに周知を行った附属機関が3つあったことは評価できる。

3 会議録の公表

会議の公開状況と会議録の公開状況

調査対象 No.	附属機関等の名称	開催回数 (回) ※書面開催含む	会議の公開状況	会議録の公表状況	ホームページ	その他(具体的に)	開催周知や会議録の公表を行わなかった理由
2	清瀬市郷土博物館協議会	1	公開	○	○	-	-
3	清瀬市文化財保護審議会	1	公開	○	○	-	-
4	清瀬市市史編さん委員会	2	公開	○	○	-	-
7	行政不服審査会	3	非公開	×	×	-	個人情報に関わるため
8	情報公開・個人情報保護審議会	0	非公開	×	×	-	個人情報に関わるため
9	オンブズパーソン	2	非公開	×	×	-	個人情報に関わるため
10	生活安全対策協議会	1	公開	○	○	-	-
11	清瀬市防災会議	0	公開	○	○	-	-
12	清瀬市国民保護協議会	0	公開	×	×	-	-
13	清瀬市特定空家等判定委員会	1	非公開	×	×	-	個人情報のため
14	清瀬市環境審議会	3	公開	○	○	-	-
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	3	公開	○	○	-	-
16	農業委員会候補者評価委員会	1	非公開	×	×	-	個人情報が含まれているため
17	清瀬市認定農業者等審査会	1	非公開	×	×	-	個人情報が含まれているため
18	清瀬市まちづくり委員会	12	公開	○	○	-	-
19	清瀬市男女平等推進委員会	5	公開	○	○	-	-
20	清瀬市苦情処理委員	0	非公開	○	○	-	-
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	公開	○	○	-	-
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	公開	○	○	-	-
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	5	公開	○	○	-	-
24	清瀬市子ども・子育て会議	3	公開	○	○	-	-
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	2	公開	○	○	-	-
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	3	公開	○	○	-	-
29	清瀬市介護認定審査会	121	非公開	×	×	-	法律等で非公開と規定されているため
30	清瀬市都市計画審議会	2	公開	○	○	-	-
31	清瀬市財産審議会	1	非公開	×	×	-	-
33	清瀬市地域公共交通会議	0	公開	○	○	-	傍聴希望者がいないので、開催周知をしていなかった
34	清瀬市就学支援委員会	10	非公開	-	-	-	-
36	清瀬市青少年問題協議会	2	公開	×	×	-	清瀬市青少年問題協議会条例で明確な規定が無かったため・R6年度以降、会議録を公表する予定
37	清瀬市青少年委員	1	公開	×	×	-	青少年委員活動の振り返り、今後の計画について話し合う場のため周知、公表に馴染まないため
38	清瀬市スポーツ推進委員	12	非公開	×	×	-	スポーツ推進委員に関する条例で明確な規定がなかったため
39	清瀬市社会教育委員の会議	6	公開	○	○	-	-
40	清瀬市立図書館協議会	1	非公開	○	○	図書館ホームページに掲載	-

会議録の周知・公表を行わなかった理由

調査対象 No.	附属機関等の名称	開催回数 (回) ※書面開催 含む	会議の 公開状 況	開催の 周知有 無	市報	ホームペ ージ	傍聴の 有無	会議録 の公表 状況	ホームペ ージ	その他 (具体的 に)	周知・公表を行わなかった理由(「傍 聴の有無」「会議録の公表状況」で ○がない場合)
2	清瀬市郷土博物館協議会	1	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
3	清瀬市文化財保護審議会	1	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
4	清瀬市市史編さん委員会	2	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
7	生活安全対策協議会	1	公開	×	×	×	×	○	○	-	-
11	清瀬市防災会議	0	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
12	清瀬市国民保護協議会	0	公開	×	×	×	○	×	×	-	実施なし
14	清瀬市環境審議会	3	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	3	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
18	清瀬市まちづくり委員会	12	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
19	清瀬市男女平等推進委員会	1	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉 計画策定委員会	5	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
24	清瀬市子ども子育て会議	3	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
27	清瀬市国民健康保険運営協議会 委員	2	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事 業計画)評価策定委員会	3	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
30	清瀬市都市計画審議会	2	公開	○	○	○	○	○	○	-	-
33	清瀬市地域公共交通会議	0	公開	×	×	×	×	○	○	-	R5年度の開催はなかったが、今後 開催する場合は、ホームページ等 で事前周知を行うようにする
36	清瀬市青少年問題協議会	2	公開	×	×	×	×	×	×	×	・清瀬市青少年問題協議会条例で 明確な規定が無かったため ・R6年度以降、会議録を公表する 予定
37	清瀬市青少年委員	1	公開	×	×	×	×	×	×	-	青少年委員活動の振り返り、今 後の計画について話し合う場の ため周知、公表に馴染まないた め
39	清瀬市社会教育委員の会議	6	公開	×	×	×	×	○	○	-	会議の事案の中で個人情報や非 公開資料を扱うため、傍聴無しに した。今後は扱う事案によっては公 開できる内容であればホームペ ージ等で開催の周知を図っていく

【評価基準】 条例第 10 条第 3 項

附属機関の会議は、公開を原則とする。

【評価】

会議が「公開」されているにもかかわらず会議録を公表していない附属機関が 2 つあった。公表に向けた改善が必要である。

また、「非公開」の附属機関であっても、個人情報等の部分を削除するなどして会議録の公表に向けた改善を図られたい。

【参考】会議の傍聴と意見の聴取

調査対象 No.	附属機関等の名称	会議の公開状況	傍聴の有無	公募委員以外の市民の意見の聴取有無	聴取方法
2	清瀬市郷土博物館協議会	公開	○	×	－
3	清瀬市文化財保護審議会	公開	○	×	－
4	清瀬市市史編さん委員会	公開	○	×	－
7	行政不服審査会	非公開	×	×	－
8	情報公開・個人情報保護審議会	非公開	×	×	－
9	オンブズパーソン	非公開	×	×	－
10	生活安全対策協議会	公開	○	×	－
11	清瀬市防災会議	公開	○	○	清瀬市地域防災計画の改訂に伴うパブリックコメントで意見聴取を実施
12	清瀬市国民保護協議会	公開	○	×	－
13	清瀬市特定空家等判定委員会	非公開	×	×	－
14	清瀬市環境審議会	公開	○	○	アンケート調査
15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	公開	○	×	－
16	農業委員会候補者評価委員会	非公開	×	×	－
17	清瀬市認定農業者等審査会	非公開	×	×	－
18	清瀬市まちづくり委員会	公開	○	×	－
19	清瀬市男女平等推進委員会	公開	○	×	－
20	清瀬市苦情処理委員	非公開	×	×	－
21	清瀬市地域福祉推進協議会	公開	○	×	－
22	清瀬市地域自立支援協議会	公開	○	○	ワークショップ
23	清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	公開	○	○	パブリックコメント
24	清瀬市子ども・子育て会議	公開	○	－	－
27	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	公開	○	×	－
28	高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	公開	○	○	アンケート調査
29	清瀬市介護認定審査会	非公開	×	×	－
30	清瀬市都市計画審議会	公開	○	○	その他
31	清瀬市財産審議会	非公開	×	×	－
33	清瀬市地域公共交通会議	公開	×	×	書面開催だったため会議自体が開催されれば傍聴実施予定
34	清瀬市就学支援委員会	非公開	－	－	－
36	清瀬市青少年問題協議会	公開	×	×	－
37	清瀬市青少年委員	公開	×	×	－
38	清瀬市スポーツ推進委員	非公開	×	○	アンケート
39	清瀬市社会教育委員の会議	公開	×	○	－
40	清瀬市立図書館協議会	非公開	×	×	－

問2 条例第8条 基本構想等への参画

計画の名称	計画策定の期間	計画案等の公表状況	意見を求める方法	市民に説明する方法	市民の意見を受けて計画案の修正したか	課名
清瀬市DX推進計画	令和4年6月から 令和9年3月	市報	パブリックコメント	ホームページ	修正した	DX推進課
第3期清瀬市国民健康保険データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）	令和5年4月から 令和6年3月	ホームページ	パブリックコメント	ホームページ	修正しなかった	保険年金課

【評価基準】 条例第8条

市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- （1）計画策定に関する情報を事前に公表する。
- （2）市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- （3）策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- （4）市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

【評価】

計画策定にかかる市民の参画を推進するための対応は不十分である。市報やホームページでの公表だけで、説明会の実施やメールマガジンの発信等、市民に開かれ、かつ、わかりやすい説明の方法を備えるなど多様な参画への工夫についての説明はなされていない。

市民の多様な参画の方法について、更なる改善を図っていただきたい。

問3 条例第4条 市の責務

1 市民と協働で実施するまちづくりに関する事業

No.	事業の名称	市民参画の内容	次年度以降の予定	次年度以降の内容	課名
1	清瀬市公共施設利用促進検討委員会	市民を対象として委員を公募し、検討委員会委員として参画して公共施設の利用促進について意見をいただいた	継続	庁内にて検討	未来創造課
2	清瀬市地域づくり応援制度検討委員会	市民を対象として委員を公募し、検討委員会委員として参画して地域づくり応援制度について意見をいただいた	継続	庁内にて検討	未来創造課
3	清瀬市公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会	市民を対象として委員を公募し、検討委員会委員として参画して子どもの居場所づくりについて意見をいただく	新規	清瀬市公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会にて、子どもの居場所を検討していく	未来創造課
4	第4次清瀬市農業振興計画	第4次の清瀬市農業振興計画策定委員会を設置(要綱) 公募委員2名を含む15名で計画の策定(答申)まで行うことを予定している	継続	令和9年度からの第4次農業振興計画策定のための作業を行う	産業振興課
5	清瀬市商工振興計画 令和8年度～令和18年度	清瀬市商工振興計画策定委員会を設置(要綱) 公募委員2名を含む15名で計画の策定(答申)まで行うことを予定している	継続	令和8年度からの商工振興計画策定のための作業を行う	産業振興課
6	清瀬市男女共同参画センター運営委員会	清瀬市男女共同参画センター運営委員会を設置(要綱) センター登録団体、公募、教育委員その他で構成する委員12人でセンター運営に関することを協議する	継続	センター運営に関することの協議	男女共同参画センター
7	アイレックまつり実行委員会	設置要綱はないが、センター登録団体等からの市民の参加により、アイレックまつりの企画から当日の運営を行っている	継続	アイレックまつりの企画及び実施	男女共同参画センター
8	Ms.スクエア編集委員会	きよせ女性広報誌「Ms.スクエア」編集委員会を設置(要綱) 公募委員6人でMs.スクエアの企画、誌面の取材及び編集まで行っている	継続	Ms.スクエアの企画、誌面の原稿執筆及び取材	男女共同参画センター
9	清瀬市 性の多様性啓発事業連絡会	清瀬市 性の多様性啓発事業連絡会を設置(要綱) 性的マイノリティ当事者や支援者をメンバーに啓発に向けたイベントの企画や当日の運営を行っている	継続	LGBTQ理解促進に関する啓発	男女共同参画センター
10	第4次清瀬市地域福祉計画	清瀬市地域福祉推進協議会を設置(要綱) 公募委員2名を含む12名で現計画の進捗等の評価、次期計画の策定(答申)まで行っている	継続	現計画の進捗等評価及び次期計画策定に向けた作業を行う	福祉総務課
11	チームオレンジ清瀬	認知症サポーターが、認知症サポーターステップアップ講座を受講し、チームオレンジ清瀬のメンバーとして、認知症の人が暮らしやすいまちとなるように、中清戸オレンジハウスを拠点として、直接的な支援、サロン活動、広報活動等を行う	継続	同左	介護保険課
12	赤ちゃんのチカラプロジェクト事業(委託事業)	事業内容である乳児との触れ合いで、市民である親子に参加をいただいている(R5年度は対面及びオンラインで実施し、延べ100組程度の親子の参加があった)	継続	赤ちゃんのチカラプロジェクト事業の実施	教育指導課
13	平和祈念フェスタ in 清瀬	清瀬市平和祈念展等実行委員会を設置(要綱) 公募委員14人でフェスタの企画から実施まで行っている	継続	平和祈念フェスタin清瀬の企画及び実施	市民協働課

14	きよせ市民まつり	きよせ市民まつり実行委員会を設置。企画から実施まで行っている	継続	市民まつりの企画及び実施	市民協働課
15	清瀬市20歳のつどい	清瀬市20歳のつどいにおいて、実行委員会を設置 20歳・19歳の委員で構成され、清瀬市20歳のつどいの企画や当日運営を行っている	継続	清瀬市20歳のつどいの企画及び運営等	市民協働課

【評価基準】 条例第4条

市は、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、市民が参画できるよう努めなければならない。

【評価】

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和5年度実施済み及び令和6年度実施予定）は新規1事業を含め15事業。市民活動団体などに対する市の支援（次項：条例第11条市民活動の支援）21件を加えると、計36件である。

令和5年3月に出された「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策512：協働によるまちづくりの推進」においては「協働で提供されている行政サービス」の目標が45件とされており、目標を達成するには更なる努力が必要と思われる。

問4 条例第11条 市民活動の支援

1 市民活動への支援

No.	分野	団体名	活動内容	支援内容	課名
1	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市郷土博物館友の会	役員会・史跡旧跡等の研修会・講座等の開催	会議の場所の提供、事務補助等	シティプロモーション課
2	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	キヨセケヤキロードギャラリー彫刻清掃	彫刻の清掃	清掃用具の貸与	シティプロモーション課
3	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市防犯協会	市内の防犯パトロール・特殊詐欺等防止キャンペーン活動など	補助金の交付	防災防犯課
4	「基盤づくり」の分野 (環境・交通・農工商等)	まち美化推進協議会登録団体	清掃活動	補助金の交付 清掃用具の貸与	環境課
5	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬国際交流会	外国人支援	補助金の交付	市民協働課
6	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市登録消費者団体連絡会	消費生活に関わる啓発活動	補助金の交付	市民協働課
7	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	NPO法人 ぶなの樹会 NPO法人 福祉移送サービスの会	地域福祉推進事業に基づく、移送サービス、食事サービスの提供	補助金の交付	福祉総務課
8	「支え合い」の分野 (保健、医療及び福祉)	社会福祉法人 清瀬わかば会	障害者支援	補助金の交付	障害福祉課
9	「人づくり」の分野 (子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	特定非営利活動法人 ウイズアイ	緊急一時預かり事業	補助金の交付	子ども家庭支援センター
10	「人づくり」の分野 (子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	特定非営利活動法人 ウイズアイ 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ	支援対象児童等見守り強化事業	補助金の交付	子ども家庭支援センター
11	「人づくり」の分野 (子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	特定非営利活動法人 ウイズアイ外	子供食堂推進事業	補助金の交付	子ども家庭支援センター
12	「支え合い」の分野 (保健、医療及び福祉)	健康づくり推進員	健康講座・研修会の開催	場所の提供・専門職の派遣	健康推進課
13	「支え合い」の分野 (保健、医療及び福祉)	健康づくり活動団体	地域の健康づくり活動等	専門職の派遣	健康推進課
14	「基盤づくり」の分野 (環境・交通・農工商等)	自治会・商店街等	独自での街路灯設置管理	電気料金の補助金の交付	道路交通課
15	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市石田波郷俳句大会実行委員会	文化振興支援	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
16	「人づくり」の分野 (子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	清瀬市文化協会	文化振興支援	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
17	「人づくり」の分野 (子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	清瀬市青少年問題協議会地区委員会	子どもの健全育成	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
18	「人づくり」の分野 (子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	清瀬市体育協会	体育振興支援	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
19	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市スポーツ推進委員会	スポーツに関する指導及び助言	定例会の開催、活動日時及び場所の調整、資料の提供	生涯学習スポーツ課
20	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	アイレック登録団体(16団体)	様々な活動	アイレック会議室の優先予約、印刷機の無料使用等	男女共同参画センター
21	「暮らし」の分野 (地域の安全・地域交流・文化振興等)	野塩児童館まつり実行委員会	地域交流、お祭り	補助金の交付	生涯学習スポーツ課

【評価基準】 条例第11条

市は、市民の行うまちづくりのための多様な活動を支援しなければならない。

【評価】

市民活動団体、ボランティア活動団体、NPOなどに対する市の支援状況は新規1団体を含め21団体である。

令和5年3月に出された「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策121：市民活動の支援」において「住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合」は60%と推計されており、現在の支援状況で全てのニーズに対応するためには目標を達成するには更なる努力が必要と思われる。

市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、継続的な支援を求める。